

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年 5月22日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 18名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優					
副会長	2 番	岩倉 節夫					
委 員	3 番	栗田 美博	4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義	
	6 番	赤股 誠司	7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永	
	9 番	西岡 登士男			11 番	鈴木 勉	
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄	
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士	
	18 番	秦 守	19 番	高橋 豊文			

欠席委員 1名

欠席者 10番 林 一典

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広

職 員 佐野 崇 岡本 尚士 宇賀 順子

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第3号	非農地証明願承認の件
議案第4号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第5号	その他

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、5月の定例会を開会します。
本日、10番 林 委員さん
より欠席の届出がありますので御報告します。
出席委員は19名中 18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。
本日の議事録署名人につきましては、11番 鈴木勉委員さん、
12番 臼杵委員さん よろしく申し上げます。

本日の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が 3件あります。御審議よろしく申し上げます。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明) (3条申請)

【番号1】 所有権移転(贈与) 5筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 造田字 番 田 614 m²他 5筆 地籍合計 2223.99 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 10814.99 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.3 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和5年4月20日
■現地調査実施日
令和5年5月8日
■営農計画書(様式第3号)
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 1筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 中通字 番 田 1303 m² 1筆 地籍合計 1303 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6604 m²
■自宅から申請地までの通作距離 1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和5年4月7日
■現地調査実施日
令和5年5月8日
■営農計画書(様式第3号)
水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 3】 所有権移転（贈与） 1 筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 相手方要望 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 川東字 [] 番 2 畑 387 m² 1 筆 地籍合計 387 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 3290 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.8 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 5 年 4 月 7 日

■現地調査実施日

令和 5 年 5 月 8 日

■営農計画書（様式第 3 号）

ネギを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 4】 自作地相互の交換 1 筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換

■申請地 炭所東字 [] 番 田 464 m² 1 筆 地籍合計 464 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5611 m²

■自宅から申請地までの通作距離 2 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 5 年 4 月 7 日

■現地調査実施日

令和 5 年 5 月 8 日

■営農計画書（様式第 3 号）

サツマイモを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 300 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 5】 所有権移転（売買） 3 筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 経営縮小 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 長尾字 [] 番 田 489 m² 他 3 筆 地籍合計 1464 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1464 m²

■自宅から申請地までの通作距離 7 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 5 年 4 月 19 日

■現地調査実施日

令和5年5月8日

■営農計画書（様式第3号）

オリーブを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 長尾字 番 田 1101 m² 1 筆 地籍合計 1101 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 15510 m²

■自宅から申請地までの通作距離 5.5 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和5年4月26日

■営農計画書（様式第3号）

蓮根、季節野菜を作付予定

■現地調査実施日

令和5年5月8日

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 300 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号7】 所有権移転（売買） 2 筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 岸上字 番 1 田 409 m²他 2 筆 地籍合計 1198 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 2118 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.01 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和5年4月17日

■現地調査実施日

令和5年5月8日

■営農計画書（様式第3号）

水稻、小麦を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号8】 所有権移転（贈与） 3 筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 生前贈与 ■譲受人事由 生前贈与

■申請地 買田字 番 畑 1096 m²他 3 筆 地籍合計 4496 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 26327 m²
■自宅から申請地までの通作距離 5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年4月10日
■現地調査実施日
令和5年5月8日
■営農計画書（様式第3号）
柿、栗、筍を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 160 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号9】 所有権移転（贈与） 4 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 宮田字 番1 田 508 m²他 4 筆 地籍合計 2562.51 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 10271.51 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年4月20日
■現地調査実施日
令和5年5月8日
■営農計画書（様式第3号）
野菜、筍を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号10】 所有権移転（売買） 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 新規就農
■申請地 山脇字 番1 田 1854 m²1 筆 地籍合計 1854 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1854 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年4月11日
■現地調査実施日
令和5年5月8日
■営農計画書（様式第3号）
サツマイモ、ジャガイモを作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 240 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 11】 所有権移転（売買） 20 筆
 ■譲渡人 ■譲受人
 ■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 新規就農
 ■申請地 山脇字 番 2 畑 1504 m²他 20 筆 地籍合計 16098.82 m²
 ■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 16098.82 m²
 ■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
 ■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
 令和 5 年 4 月 11 日
 ■現地調査実施日
 令和 5 年 5 月 8 日
 ■営農計画書（様式第 3 号）
 イモ類、果樹を作付予定
 ■農作業への従事状況
 農作業常時従事日数年間 240 日
 ■経営農地の状況
 耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。
 番号 1 と 2 の担当委員 雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明 3 条-1.2)
 番号 1 ですが、5 月 19 日に現地確認を実施致しました。譲渡人の ■■さんに
 お話しをお伺いしたところ、■■さんは高齢であり後継者の息子さんも遠方に
 いるため、今後農業を続けることが困難であることから、■■さんの申請地に
 隣接した農地を耕作している■■さんに売買の話を相談したところ、話がまと
 まったため申請に至ったとのことです。詳細につきましては事務局の説明通り
 です。
 続きまして番号 2 ですが、これにつきましても 5 月 19 日に現地確認を行いま
 した。譲受人の ■■さんに話を聞いたところ、■■さんは農作業の一部を知人
 に頼んで稲作を行っていましたが、本人所有の農機具が壊れてしまい、これ
 を機に農業継続を断念したということです。隣接地で農業を行っている■■さ
 んに売買の話があり、話がまとまったとのことです。詳細につきましては、事
 務局の説明通りです。以上 2 件、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 3 の担当委員 西岡委員さん、よろしくお願いします。

西岡委員 (補足説明 3 条-3)
 5 月 18 日に、■■さんと■■さんに話をお伺いしました。■■さんの叔母さ
 んが、昭和 22 年ごろに嫁に行くときに、持参金代わりにこの畑を持って行っ
 て、■■さんが家庭菜園を作っていたということです。うどんの方が繁盛した
 ので、今からもネギやトウガラシを作っていくということです。以上です。

会 長 続きまして、番号 4 の担当委員 三原委員さん、よろしくお願いします。

三原委員 (補足説明 3 条-4)
 今月の 18 日に、現地を確認し■■さんとはお会いできなかったのですが、電
 話で話をお聞きしました。■■さんとは話しをしまして、■■さんの家の前が
 ■■さんの田んぼで、■■さんの今回買う田んぼは離れた場所にあるのですが、

■さんが農業したいという希望があつて、話がまとまったようです。売買が成立するということで、すでに苗の準備をしているようです。何も問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号5と6の担当委員 鈴木多計士委員さん、よろしくお願い致します。

鈴木委員 (補足説明3条-5.6)
それでは説明致します。5月19日に■さんと■さんの現地を確認いたしました。同時に■さん■さん、■さん、■さんと仲介をしております不動産業の■不動産で内容を確認致しました。■さんの申請地は長い曲がった地形で、現在は草刈りの管理のみで作付の予定はなしでございます。■さんは、株式会社■を経営しております。事業の主体は、室内の清掃であります。この申請地の近くで軽食を出して飲食業を営んでおります。また、遊び場を作っております。今回申請している農地には、オリーブを栽培する予定でございます。昨年6月に、飲食業の駐車場を購入した時の話の中で多田さんは地域のために、人が集まることを考え農地の利用を考えております。地域のために頑張ってくださいことを期待しております。
番号6の■さんにつきましては、■町で住んでおまして、遠方のため農業ができないということです。■さんは、■町に住んでおまして、まんのう町で数か所、農地を借りて栽培しています。今回申請に至ったのは、■不動産の紹介であります。これは、非農地で後の説明でもありますが申請地の横に建物があります。農機具を置くところ、これをセットでこの申請になったと聞いております。以上、2件よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号7の担当委員 松浦委員さん、よろしくお願い致します。

松浦委員 (補足説明3条-7)
5月19日に現地確認をし、■さんとは会えず母親と会い、■さんとも会いました。この農地は■さん宅の直ぐ前にある農地であります。今現在、農地は近所の人が小麦を作付している状態であります。■さんは農業しないということで、■さんとの話がまとまり売買に至りました。

会 長 続きまして、番号8の担当委員 白川委員さん、よろしくお願い致します。

白川委員 (補足説明3条-8)
19日に現地確認を実施致しました。電話でご本人の■さんに話をお聞きしました。畑の状況は、5、6年手を入れていないそうです。親から引き継いだ農地ですので、管理していきたいということでした。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号9から11の担当委員 臼杵委員さん、よろしくお願い致します。

臼杵委員 (補足説明3条-9~11)
番号9の■さんと■さんの件ですが、5月18日に■さんに連絡させて頂きまして現地確認をしました。19日に■さんと連絡を取っていましたが、直接お会いしました。推進委員の増田さんと現地を確認させて頂きました。実際に管理されていた■さんとお会いして話をお聞きしたら、これ以上管理ができないということで、■さんの方へお話しして管理して頂く

ことになっています。田の3筆ですが、1筆のような田になっております。畑の方は山元ですので竹藪が茂っている状態で、管理が大変だろうなと思っていた状況です。

番号10と11ですが、■■■さんと■■■さんですが姉弟ですので、■■■さんの方に連絡させて頂いておりました。■■■さんの方は推進委員の増田さんの方から連絡をとって頂いて、現地確認をしました。■■■さんの立ち合いのもと、農地ナビを頼りに現地を案内して頂きまして確認しております。■■■さんは有機栽培が主で、近くで有機栽培をしている方にも話をしているようですが、中山間地の管理もあって畦草の管理等はして頂くように伝えております。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (5条説明) (5条申請)

番号1(集会場・駐車場) / 【使用貸借権設定】無断転用の解消

*申請地: 吉野字■■■■番2 地目 畑 473 m²

*農用地区域外農地

*農地区分: 第1種農地～かりんの丘公園より東側約600mに位置する農地

*申請目的: 自治会集会場及び駐車場

～地区内に自治会集会場がなく不便であり、自治会所有物の管理場所にも苦慮していた。土地改良事業の際に非農用地協議により確保した用地であり、所有者より申請地を利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

*登記簿添付: 申請地～1筆 併用地～0筆

*被害防除計画書添付済(調整を了している)

*申請地: 盛土～t=5cm

擁壁～なし

*排水計画: 雨水: 南東側水路及び北東側水路へ放流

汚水: 合併浄化槽を経て、南東側水路へ放流

*資金調達計画: なし

*確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書: まんのう町土地改良区添付

*排水承諾書: 地元水利組合押印添付

*隣接農地関係者同意書添付

番号2（分家住宅）／【使用貸借権設定】

＊申請地：吉野下字■■■■■番3 地目 田 384 m²

＊農用地区域外農地

＊農地区分：第2種農地～まんのう町役場より東側約380mに位置する農地

＊申請目的：分家住宅

～借人は現在、借家に居住をしているが、将来的な親の介護のために実家付近で住宅を建てるため場所を探したところ、父親名義の申請地を利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

＊登記簿添付：申請地～1筆 併用地～0筆

＊被害防除計画書添付済（調整を了している）

＊申請地：盛土～h0.8m

擁壁～h1.05m コンクリート擁壁

＊排水計画：雨水：ため桝を設置し北側水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置し北側水路へ放流

＊資金調達計画：造成費■■■万円、建築費■■■万円で合計■■■万円。

資金証明添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

＊土地利用計画図添付

＊土地改良区意見書：満濃池土地改良区添付、香川用水土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当委員、高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 5条-1)
去る19日に現地確認を行いました。■■■さん宅にお尋ねしましたが、■■■さんとはお会いできませんでしたが、お母さんとお話をしました。あまり分からないということで、自治会長の■■■さんに話をお聞きしました。別に問題はないと思います。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号2は私が担当ですので説明いたします。

中浦委員 (補足説明 5条-2)
去る18日、■■■さんとお会いして、現地確認をして参りました。詳細は事務局が説明して頂いた通りです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長

続きまして、議案第 3 号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本)

(非農地証明 説明) (非農地証明願)

番号 1 農業経営施設(露天作業場)

*申請地: 造田字 番 2 地目 田 83 m²

*農地区分: 第 2 種農地～役場琴南支所より南東側約 470mに位置する 農地。

*申請目的: 農業経営施設(露天作業場)

～本申請地は、狭小地であり、自己の宅地と隣接している為、露天農作業場として利用されていきました。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付: 申請地～1 筆

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5) イ

耕作の事業を行うものが、その農地(2 アール未満のものに限る。)を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設(堆肥舎、畜舎、納屋等)の用に供する場合

番号 2 農地法施行前(農家住宅)

*申請地: 長尾字 番 地目 田 884 m²

*農地区分: 第 2 種農地～かりん健康センターより北東側約 600mに位置する農地。

*申請目的: 農地法施行前(農家住宅)

～本申請地は、戦後に住宅を建て農業を営んでいた。農地法施行が昭和 27 年であり住宅の建築は昭和 21 年なので、農地法施行以前に建てられた住宅である。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付: 申請地～1 筆

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 1)

農地法の施行前から引き続き非農地であったもの

番号 3 山林(荒廃)

*申請地: 塩入字 番 他 1 筆 地目 畑 計 2042 m²

*農地区分: 第 2 種農地～塩入温泉より南東側約 2kmに位置する農地。

*申請目的: 山林(荒廃)

～本申請地は、平成 15 年頃までは野菜を作付けし収穫していたが、山林に隣接した傾斜地であり、耕作に不便なため、約 20 年間未耕作となり荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付: 申請地～2 筆

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

番号4 農業経営施設（井戸、露天作業場）

*申請地：七箇字 番 地目 田 135 m²

*農地区分：第2種農地～香川県満濃池森林公園より北西側約900mに位置する農地。

*申請目的：農業経営施設（井戸、露天作業場）

～本申請地は、井戸がありポンプ小屋も設置されて平成12年頃からは水管理や露天農作業場として利用されていました。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付：申請地～1筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5)イ

耕作の事業を行うものが、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設（堆肥舎、畜舎、納屋等）の用に供する場合

番号5 山林（荒廃）

*申請地：山脇字 番 地目 畑 950 m²

*農地区分：第2種農地～JR讃岐財田駅より北東側約900mに位置する農地。

*申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、平成元年頃まではタケノコを収穫していたが、労力不足により約34年間未耕作となり荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付：申請地～1筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当委員、雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明 非-1)
5月20日に現地確認を行いました。申請人にはお会いできませんでしたが、現状はかなり前から利用された形跡はなく、作業するための場所になっておりました。詳細につきましては事務局の説明の通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号2の担当委員、鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 非-2)
5月19日に現地を確認し さんと電話で確認致しました。内容については事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3の担当委員、林委員さん、は欠席ですので事務局、よろしくお願い致します。

事務局(藤原) (補足説明 非-3)

本日欠席の連絡を受けたときに、本件の報告を受けました。5月17日に推進委員の鈴木雅人さんと共に現地を確認したところ申請書通りでしたとのことでした。ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号4の担当委員、鈴木勉 委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 非-4)
申請人である■■■さんは遠方であるため、代理人である■■■さんと5月20日に、現地で聞き取り調査を行いました。平成12年から、地下水がよく出るこの土地に、水利組合の方から大型ポンプなりまた井戸などを設置して近隣の田んぼとかため池の方に送水するような土地でございます。20年を期に■■■さんの方からこの土地を水利組合の方に無償で譲りたいということです。詳細につきましては、事務局の説明通りです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号5の担当委員、臼杵委員さん、よろしくお願いします。

臼杵委員 (補足説明 非-5)
番号5について報告させていただきます。1月ぐらいから書類のやり取りがありまして、■■■さんから非農地にしたいと要望がありまして、現地を確認していたのですが、正式に書類が出た時点で、連絡させて頂いて■■■さんはお忙しい方なので、推進委員の増田さんと一緒に現地を確認させて頂きました。荒廃していて山林になっていて竹林どころではないなと確認致しました。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第3号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。
今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、基盤法の44番については鈴木多計士委員さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (議事参与以外 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議事参与以外の案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、基盤法の４４番を審議しますので、鈴木多計士委員さん、ご退席をお願いします。
(鈴木委員 退席)

会 長 それでは、基盤法の４４番について、事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (基盤法 44 番 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の４４番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の４４番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、鈴木委員さんに入室をしていただきます。
(鈴木委員 入室)

会 長 続きまして、議案第５号その他の件に移りたいと思います。その他の１番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の１番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の１番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の２番、経営改善計画認定申請書等の審査について、事務局の説明を求めます。

事務局(壽野) (認定農業者 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の2番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の3番、最適化活動目標に対する点検評価について 事務局の報告を求めます。

事務局(岡本) (最適化活動目標に対する点検評価について 説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の3番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の3番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

6月に予定につきましてお知らせ致します。

農地法申請 6月 5日(月)

締め切り

農用地利用計画変更申出書 6月 9日(金)

締め切り

定例会 6月20日(火)

午前9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。